

市内の法適用河川

市内の河川集計

令和6年4月1日現在

等級河川	河川数	延長 (m)	備考
一級河川	37	213,818	国・県管理
一級河川	3	9,056	市管理
二級河川	22	114,101	県管理
準用河川	12	13,138	市管理
普通河川	445	391,142	市管理
合計	519	741,255	市管理計 460河川 413,336m

★一級河川(市管理) ()内は総延長

水系	河川名	区間	市内延長 (m)
吉井川	永江川	左岸 岡山市東区西大寺川口478番地先 右岸 同市同区西大寺川口460番地	～吉井川への合流点 1,900
旭川	倉安川	百間川からの分派点	～旭川への合流点 6,550
	大堀川 (池の内池を含む)	岡山市中区湊字池内411番地1地先	～倉安川への合流点 606
合計		3河川	9,056

★一級河川(国・県管理) ()内は総延長

水系	河川名	区間	市内延長 (m)
吉井川	吉井川	岡山県苫田郡鏡野町上斎原2045番の1番先の恩原橋	～海に至る 22,420 (133,273)
	千町川	左岸 瀬戸内市邑久町庄田字渡り川1135番地先 右岸 同市邑久町庄田字渡り川452番地先	～吉井川への合流点 5,250 (14,040)
	千町川派川	千町川からの分派点	～海に至る 2,950
	千町古川	千町川からの分派点	～千町川への合流点 2,463
	千田川	岡山県瀬戸内市長船町飯井1177番地先	～吉井川への合流点 3,700 (14,780)
	爪生川	左岸 岡山市東区瀬戸町森末字番所33番地先 右岸 同市同区瀬戸町森末字番所32番地先	～吉井川への合流点 3,200
旭川	旭川	左岸 岡山県真庭市蒜山上徳山字家の上658番地先 右岸 同市蒜山本茅部字林流612番地先	～海に至る 56,650 (141,884)
	百間川	旭川への分派点	～海に至る 12,900
	庄内川	左岸 岡山市東区鉄123番の1地先 右岸 同市同区鉄74番地先	～百間川への合流点 3,880
	砂川	左岸 岡山県赤磐市仁堀東字奥の前890番地先 右岸 同市仁堀東字友清695番地先	～百間川への合流点 14,600 (39,709)
	大川	岡山市東区西大寺益野62番の1地先の池田橋	～砂川への合流点 2,000
	芳岡川	左岸 岡山市東区西大寺浅越468番地先 右岸 同市同区西大寺広谷335番地先	～大川への合流点 4,100
目黒川	左岸 岡山市東区西大寺益野195番地先 右岸 同市同区西大寺益野196番の3地先	～大川への合流点 850	

水系	河川名	区	間	市内延長 (m)	
旭 川	秋芳川	左岸 右岸	岡山市東区瀬戸町寺地字畔田510番の2地先 同市同区瀬戸町寺地字山手576番の1地先	～砂川への 合流点	11,390
	沼川	左岸 右岸	岡山市東区沼字矢原1917番地先 同市同区沼字鶴垣1917番地	～秋芳川への 合流点	1,900
	大明神川	左岸 右岸	岡山市東区瀬戸町観音寺字前池下183番地先 同市同区瀬戸町観音寺字向上1170番地先	～砂川への 合流点	3,400
	中原川	左岸 右岸	岡山市北区祇園字大川端897番地先 同市同区中原字上新田又46番地先	～旭川への 合流点	2,050
	地藏川		岡山市北区牟佐字久保田608番の1地先市道橋 下流端	～旭川への 合流点	1,200
	野々口川	左岸 右岸	岡山市北区御津中山621番地先 同市同区御津中山1006番地先	～旭川への 合流点	3,000
	三谷川	左岸 右岸	岡山市北区御津河内2907番地先 同市同区御津河内2722番地先	～旭川への 合流点	2,996
	母谷川		岡山市北区御津河内字白南478番の2地先の県道橋 下流端	～三谷川への 合流点	1,020
	宇甘川	左岸 右岸	岡山県加賀郡吉備中央町上竹字ナガレタ2088番地先 同町上竹字上竹モリ2604番地先	～旭川への 合流点	15,100 (36,334)
	大野川	左岸 右岸	岡山市北区御津虎倉字倉目口1300番の1地先 同市同区御津虎倉字倉目口1201番地先	～旭川への 合流点	3,600
	新庄川	左岸 右岸	岡山県赤磐市小鎌字向田1627番地先 同市小鎌字陰田88番地先	～旭川への 合流点	7,500 (12,783)
	大谷川	左岸 右岸	岡山市北区御津草生字イケジリ691番地先 同市同区御津草生字寺山道北659番地先	～旭川への 合流点	1,550
	土師方川	左岸 右岸	岡山市北区建部町土師方字桂2175番地先 同市同区同町土師方字桂2139番地先	～旭川への 合流点	2,400
	馬橋川	左岸 右岸	岡山市北区建部町西原字西川908番地先 同市同区同町字古堂915番地先	～旭川への 合流点	550
	横折川	左岸 右岸	岡山市北区建部町中田字長尾959番の1地先 同市同区同町西原字丘の鼻2番地先	～旭川への 合流点	800
	桜川	左岸 右岸	岡山市北区建部町桜字岡758番地先 同市同区建部町桜字前川753番地先	～旭川への 合流点	2,800
	田地子川	左岸 右岸	岡山市北区建部町富沢99番地先 同市同区建部町富沢919番地先	～旭川への 合流点	2,000
	長谷川	左岸 右岸	岡山市北区建部町大田1362番地先 同市同区建部町大田2292番地先	～旭川への 合流点	2,000
	豊楽寺口川		岡山市北区建部町福渡字金星530番の2地先市道橋	～旭川への 合流点	157
	小玉川	左岸 右岸	岡山市北区建部町品田字中畝1952番の2地先 同市同区建部町品田字イノキ谷1958番の2地先	～旭川への 合流点	1,900
	誕生寺川	左岸 右岸	岡山県久米郡久米南町山ノ城字坪井281番地先 同町里方字坪井尻215番地先	～旭川への 合流点	4,950 (15,600)
	片島川	左岸 右岸	岡山市北区建部町川口字千才2683番の1地先 同市同区建部町川口字千才1715番地先	～誕生寺川への 合流点	1,000
	滝谷川	左岸 右岸	岡山県久米郡美咲町境字山崎1241番地先 同町大字境字山崎2543番地先	～旭川への 合流点	4,592
	大陰川	左岸 右岸	岡山市北区建部町角石谷字上男岳3105番地先 同市同区建部町角石谷字男岳3103番地先	～滝谷川への 合流点	1,000
合計		37河川		213,818 (492,051)	

★ 二級河川（県管理）

（ ）内は総延長

水系	河川名	区 間	市内延長 (m)
倉敷川	倉敷川	左岸 倉敷市船倉町字葎原1291番の5地先 右岸 同市御船町字川間490番の3地先	～海に至る 6,500 (13,760)
	妹尾川	左岸 岡山市南区藤田字錦482番の1地先 右岸 同市同区藤田字錦475番の2地先	～倉敷川への 合流点 5,488
	宮川	左岸 岡山市南区迫川字大池1487番地先 右岸 同市同区迫川字加茂子1554番地先	～倉敷川への 合流点 4,850
	丙川	左岸 岡山市南区藤田字都208番の1地先 右岸 同市同区藤田字大曲207番の3地先	～倉敷川への 合流点 2,595
	郷内川	倉敷市木見字森荒手上76番地先森池余水吐 下流端	～倉敷川への 合流点 1,850 (6,137)
笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	左岸 岡山市北区日応寺字寺谷299番地先 右岸 同市同区日応寺字寺谷302番地先	～海に至る 24,795
	足守川	左岸 岡山市北区河原字黒谷1997番地先 右岸 同市同区東山内字中タキ1776番の1地先	～笹ヶ瀬川への 合流点 22,250 (24,350)
	砂川	左岸 総社市黒尾字草田原1200番地先 右岸 同市兵開831番地先	～足守川への 合流点 1,900 (4,500)
	血吸川	左岸 総社市奥坂字後原1205番地先 右岸 同市奥坂字阿陀原1201番の5地先	～砂川への 合流点 1,700 (4,800)
	桜川	左岸 総社市西阿曾字池の下787番の2地先 右岸 同市西阿曾字池の下1016番地先	～砂川への 合流点 400 (2,000)
	久米田川	左岸 総社市久米字向上714番地先 右岸 同市久米字河原412番地先	～桜川への 合流点 350 (1,250)
	日近川	左岸 岡山市北区上高田字和井田池下529番地先 右岸 同市同区上高田同字503番地先	～足守川への 合流点 7,350
	浮田川	左岸 岡山市北区西山内字山田1552番地先 右岸 同市同区西山内字横路1305番地先	～足守川への 合流点 3,100
	砂川	左岸 岡山市北区福谷字大畑68番地先 右岸 同市同区福谷番神114番地先	～笹ヶ瀬川への 合流点 4,000
	中川	左岸 岡山市北区芳賀1189番地先 右岸 同市同区芳賀2138番地先	～笹ヶ瀬川への 合流点 5,900
	苦田川	左岸 岡山市北区栢谷字苦田1441番の2地先 右岸 同市同区栢谷字奥池内1510番の9地先	～笹ヶ瀬川への 合流点 1,387
	吉宗川	左岸 岡山市北区菅野字大藪下2061番の2地先 右岸 同市同区菅野字爾入谷2135番地先	～笹ヶ瀬川への 合流点 4,137
	田原川	左岸 岡山市北区富吉字石塔下2612番地先 右岸 同市同区富吉字ナタラ2546番の3地先	～笹ヶ瀬川への 合流点 3,812
幸崎川	幸崎川	左岸 岡山市東区西大寺宿毛758番地先 右岸 同市同区西大寺宿毛1102番の1地先	～海に至る 4,000
	藤井川	左岸 岡山市東区西大寺藤井1477番の3地先 右岸 同市同区西大寺藤井1339番の1地先	～幸崎川への 合流点 3,031
幸田川	幸田川	左岸 岡山市東区西大寺北幸田401番の1地先 右岸 同市同区西大寺北幸田575番の3地先	～海に至る 1,772
江川	江川	左岸 岡山市東区西大寺君津1368番地先 右岸 同市同区西大寺政津912番の3地先	～海に至る 2,934
合 計		22河川	114,101 (135,948)

★ 準用河川(市管理)

水系	河川名	区	間	市内延長 (m)
旭川	米田川	左岸 岡山市中区米田字岩間335番地先 右岸 同市同区米田字前田575番の2地先	～百間川への 合流点	408
	今谷川	左岸 岡山市中区今谷字苗代124番地先 右岸 同市同区今谷字坂本943番地先	～百間川への 合流点	275
	沢田川	左岸 岡山市中区沢田字土井642番の1地先 右岸 同市同区沢田字奥658番の1地先	～百間川への 合流点	970
	原尾島川	左岸 岡山市中区原尾島字フケノ町882番の1地先 右岸 同市同区原尾島字苗代824番の1地先	～百間川への 合流点	440
	高山川	岡山市北区御津新庄2357番地先	～新庄川への 合流点	1,920
	熊谷川	岡山市北区御津矢原1170番地先	～旭川への 合流点	1,870
	九日川	岡山市北区御津伊田1714番地先	～新庄川への 合流点	1,200
	野伏尾川	左岸 岡山市北区建部町下神目字前1568番の1地先 右岸 同市同区建部町下神目字保木ノ段1151番地先	～誕生寺川への 合流点	240
笹ヶ瀬川	佐山川	左岸 岡山市北区佐山1395番の1地先 右岸 同市同区佐山195番の1地先	～中川への 合流点	1,600
	辛香川	左岸 岡山市北区吉宗字辛香向1番の1地先 右岸 同市同区菅野字池ノ尻35番の2地先	～吉宗川への 合流点	1,150
	真星川	左岸 岡山市北区真星字田中194番の1地先 右岸 同市同区真星字庄人田988番の1地先	～足守川への 合流点	2,900
	内田川	左岸 岡山市北区田益1729番地先 右岸 同市同区富原3549番地先	～笹ヶ瀬川への 合流点	165
合計	12河川			13,138

水門・樋門・排水機場操作員一覧表

1 水門・樋門

名 称	所 在	構 造	担当課・操作員	電 話
(旭川・百間川関係)				
地蔵川樋門※	中区四御神	電動	(北区地域整備課) 地元操作員	803-1686
金山川樋門※	北区原(船山)	〃	(〃) 〃	〃
中原川樋門※	北区中原	油圧	(北区農林水産振興課) 地元操作員	803-1662
三挺樋用水樋門(第五水源)	北区三野一丁目	電動	(〃) 〃	〃
六挺樋用水樋門	北区三野二丁目	〃	(〃) 〃	〃
大手樋門	北区宿	〃	北区農林水産振興課	〃
旭川合同用水伏越樋(右岸)	北区玉柏	電動	〃	〃
玉柏排水樋管	北区玉柏	手動	(北区農林水産振興課) 地元操作員	〃
大原用水樋門※	北区牟佐	手動	(〃) 〃	〃
玉柏樋門	北区玉柏	〃	(〃) 〃	〃
管掛樋門(用水)	北区玉柏	電動	(〃) 〃	〃
苧並排水樋門▲	北区御津金川	手動	(御津支所産業建設課) 地元操作員	724-1114
金川樋門▲	〃	〃	(〃) 〃	〃
金川西町樋門▲	〃	〃	(〃) 〃	〃
熊谷排水樋門▲	北区御津矢原	電動	(〃) 〃	〃
天神川排水樋門▲	北区御津宇垣	〃	御津支所産業建設課	〃
馬橋川水門▲	北区建部町西原	〃	(建部支所産業建設課) 地元操作員	722-1113
宮地1号樋門▲	北区建部町宮地	手動	(〃) 〃	〃
宮地2号樋門▲	〃	〃	(〃) 〃	〃
宮地3号樋門▲	〃	〃	(〃) 〃	〃
宮地4号樋門▲	〃	〃	(〃) 〃	〃
市場樋門▲	北区建部町市場	〃	(〃) 〃	〃
中田1号樋門▲	北区建部町中田	〃	(〃) 〃	〃
中田2号樋門▲	〃	〃	(〃) 〃	〃

※国(河川事務所)の施設, ▲県の施設

名 称	所 在	構 造	担当課・操作員	電 話
中田3号樋門▲	北区建部町中田	手動	(建部支所産業建設課) 地元操作員	722-1113
吉田1号樋門▲	北区建部町吉田	〃	(〃) 〃	〃
吉田1-1号樋門▲	〃	〃	(〃) 〃	〃
吉田2号樋門▲	〃	〃	(〃) 〃	〃
吉田5号樋門▲	〃	〃	(〃) 〃	〃
吉田6号樋門▲	〃	〃	(〃) 〃	〃
建部上1号樋門▲	北区建部町建部上	電動	(〃) 〃	〃
小倉1号樋門▲	北区建部町小倉	オート ゲート	(〃) 〃	〃
小倉4号樋門▲	〃	電動	(〃) 〃	〃
小倉5号樋門▲	〃	〃	(〃) 〃	〃
小倉6号樋門▲	〃	〃	(〃) 〃	〃
市場樋管※	中区平井地先	〃	(中区地域整備課) 地元操作員	901-1633
大仙樋門※	中区海吉地先	〃	(〃) 〃	〃
辰巳排水樋門※	〃	〃	(〃) 〃	〃
小割山樋門※	〃	〃	(〃) 〃	〃
友光樋門※	〃	〃	(〃) 〃	〃
柁木排水樋門※	〃	〃	(〃) 〃	〃
広野排水樋門※	中区米田地先	〃	(〃) 〃	〃
矢上樋門※	中区神下地先	〃	(〃) 〃	〃
神下樋門※	〃	〃	(〃) 〃	〃
東畑樋門※	中区兼基地先	〃	(〃) 〃	〃
五反田樋門※	〃	〃	(〃) 〃	〃
今谷第一排水樋門※	中区今谷地先	〃	(〃) 〃	〃
荒木樋門※	中区兼基地先	〃	(〃) 〃	〃
ひょうたん池排水樋門※	中区沢田地先	〃	(〃) 〃	〃
鐘田樋門※	中区藤原地先	〃	(〃) 〃	〃
藤原樋門※	〃	〃	(〃) 〃	〃
船屋樋門※	〃	〃	(〃) 〃	〃
川田樋門※	中区原尾島地先	〃	(〃) 〃	〃

※国（河川事務所）の施設、▲県の施設

名 称	所 在	構 造	担当課・操作員	電 話
まこも樋門※	中区東川原地先	電動	(中区地域整備課) 地元操作員	901-1633
新田排水樋門※	中区穨地先	〃	(〃) 〃	〃
発 樋 門 ※	〃	〃	(〃) 〃	〃
東川原樋管※	中区東川原地先	〃	(〃) 〃	〃
朝間樋門※	中区中島地先	〃	(〃) 〃	〃
古京排水樋管	中区小橋町二丁目	〃	中区地域整備課	〃
倉安川排水樋門※	中区平井六丁目	〃	〃	〃
御成川樋門※	中区小橋町一丁目	〃	〃	〃
中原排水樋門	北区中原	手動	(北区農林水産振興課) 地元操作員	803-1662
後楽園用水第二樋門	中区今在家	〃	中区農林水産振興課	901-1623
千間溝川用水樋門	中区祇園	電動	(中区農林水産振興課) 地元操作員	〃
新田用水樋門	〃	〃	(〃) 〃	〃
古田用水樋門	〃	〃	(〃) 〃	〃
段原用水樋門	北区祇園(段原)	〃	(〃) 〃	〃
倉安川樋門	中区桜橋一丁目	〃	(中区農林水産振興課) 新堰管理事務所	(901-1623) 273-7149
新用水樋門	中区御幸町	手動	(〃) 〃	(〃) 〃
新 堰	㊦ 中区小橋町一丁目 ㊦ 北区内山下二丁目	電動	(〃) 〃	(〃) 〃
新 地 堰	㊦ 中区御幸町 ㊦ 中区東中島町	〃	(〃) 〃	(〃) 〃
沖元樋門	中区沖元	〃	(中区農林水産振興課) 地元操作員	901-1623
海吉排水樋門(排水機場)	中区沖元	〃	(〃) 〃	〃
見付樋門	〃	手動	(〃) 〃	〃
二膳樋門(排水機場)	中区海吉	電動	(〃) 〃	〃
柁木樋門(用水)	東区中川町	〃	(〃) 〃	〃
片山樋門(用水)	〃	手動	(〃) 〃	〃
落沼樋門(用水)	中区今谷	〃	(〃) 〃	〃
北前樋門(用水)	中区今谷	電動	(〃) 〃	〃
東裏樋門(用水)	中区沢田	手動	(〃) 〃	〃
草縄手樋門(用水)	中区沢田	〃	(〃) 〃	〃

※国(河川事務所)の施設, ▲県の施設

名 称	所 在	構 造	担当課・操作員	電 話
新田サイフォン制水塔ゲート	♣ 中区榎東町一丁目 ♣ 中区原尾島一丁目	電動	(中区農林水産振興課) 地元操作員	901-1623
後楽園サイフォン	♣ 中区中島 ♣ 中区竹田	〃	(〃) ♣ 地元操作員 ♣ 中区農林水産振興課	〃
庄内川水門※	東区中川町	〃	(東区地域整備課) 地元操作員	944-5048
巽樋管※	東区升田地先	オート ゲート	(〃) 〃	〃
小仕切樋門※	東区光津地先	電動	(〃) 〃	〃
益割排水樋門※	〃	〃	(〃) 〃	〃
板樋樋門※	東区益野地先	〃	(〃) 〃	〃
門ぞう排水樋門※	東区升田	電動	(〃) 〃	〃
旭西処理場排水樋門	北区七日市	〃	下水道施設管理課(西部)	225-0646
天瀬ポンプ吐出樋門	北区京橋南町	手動	〃	〃
二日市排水樋門	北区二日市	〃	〃	〃
天瀬排水樋管	北区京橋南町	〃	〃	〃
平井排水センター吐出樋門	中区平井六丁目	〃	下水道施設管理課(東部)	948-4540
東畑樋門※	中区兼基	〃	〃	〃
西河原樋管※	中区浜一丁目	電動	(下水道保全課) 下水道河川局職員	803-1491
後楽園樋管※	中区浜二丁目	〃	〃	〃
浜樋門※	〃	〃	〃	〃
国富樋門※	中区住吉町一丁目	〃	〃	〃
新京橋樋管	中区新京橋	〃	〃	〃
第一水源取水口樋門	北区三野	手動	三野浄水場	222-3939
旭東水源取水口樋門	北区中原(下原)	〃	旭東浄水場	275-3569

※国(河川事務所)の施設, ▲県の施設

名 称	所 在	構 造	担当課・操作員	電 話
(吉井川関係)				
寺山排水樋管	東区寺山	手動	(東区地域整備課) 地元操作員	944-5048
乙子水門※	東区乙子	〃	(〃) 〃	〃
乙子排水機場吐出樋門※	〃	〃	(〃) 〃	〃
豊排水樋門※	東区西大寺射越	〃	(〃) 〃	〃
開第二樋管	東区金岡東町三丁目	〃	(〃) 〃	〃
開第一樋管	東区金岡東町二丁目	〃	(〃) 〃	〃
金岡樋門	東区金岡東町一丁目	電動	東区地域整備課	〃
西大寺第四排水樋管	東区金岡東町一丁目	手動	〃	〃
西大寺第三排水樋管	東区西大寺南二丁目	〃	〃	〃
西大寺第二排水樋管	〃	フリップ式	〃	〃
西大寺第一排水樋管	東区西大寺中三丁目	〃	〃	〃
河本第三排水樋管	東区西大寺東三丁目	〃	〃	〃
河本第二排水樋管	〃	〃	〃	〃
河本第一排水樋管	〃	〃	〃	〃
鴨越第二排水樋管	東区久保	手動	(東区地域整備課) 地元操作員	〃
鴨越第一排水樋管	〃	〃	(〃) 〃	〃
岡樋管	東区百枝月(岡)	〃	(東区農林水産振興課) 地元操作員	944-5043
角山用水百枝月樋管	東区百枝月(本村)	〃	(〃) 〃	〃
内ヶ原第二用水樋管	東区内ヶ原	〃	(〃) 〃	〃
内ヶ原第一用水樋管	〃	〃	(〃) 〃	〃
角山用水寺山樋管	東区寺山	〃	(〃) 〃	〃
秋芳川排水機場吐出樋門	東区向州	電動	東区農林水産振興課	〃
向州水門※	〃	〃	(東区農林水産振興課) 地元操作員	〃
三膳樋	東区久保	〃	西大寺土地改良区	953-4175
二膳樋	〃	〃	〃	〃
樋ノ口(一膳樋)樋門	東区西隆寺	〃	(吉井川下流土地改良区) 地元操作員	966-7280

※国(河川事務所)の施設, ▲県の施設

名 称	所 在	構 造	担当課・操作員	電 話
大 内 樋 門※	東区瀬戸町大内	電動	(瀬戸支所産業建設課) 地元操作員	952-1114
大 内 一ノ口 樋 門	〃	手動	(〃) 〃	〃
大 内 二ノ口 樋 門	〃	手動	(〃) 〃	〃
唐 古 樋 管※	東区瀬戸町二日市	電動	(〃) 〃	〃
弓 削 第一排水 樋 管	東区瀬戸町弓削	手動	(〃) 〃	〃
弓 削 第二排水 樋 管	〃	手動	(〃) 〃	〃
弓削排水機場吐出樋門	東区瀬戸町弓削	手動	(〃) 〃	〃
大内排水機場吐出樋門	東区瀬戸町二日市	電動	(〃) 〃	〃
江 尻 樋 門	東区瀬戸町江尻	電動	(〃) 〃	〃 秋芳川関係
金岡ポンプ場吐出樋門	東区金岡東町一丁目	電動	下水道施設管理課 (東部)	948-4540
永 江 川 樋 門 ※	東 区 乙 子	〃	東 区 地 域 整 備 課	944-5048
浜 用 水 樋 門	東区西大寺浜地内	〃	〃	〃
(田原用水関係)				
熊 野 樋 門	東区瀬戸町万富 (保木)	電動	(瀬戸支所産業建設課) 地元操作員	952-1114
足 尾 佐 川 樋 門	東区瀬戸町鍛冶屋	手動	(〃) 〃	〃
千種川合流点樋門	〃	電動	瀬戸支所産業建設課	〃
爪生川起点樋門	東区瀬戸町森末	手動	(瀬戸支所産業建設課) 地元操作員	〃
馬 渡 樋 門	東 区 瀬 戸 町 下	手動	(〃) 〃	〃
風 月 楼 西 樋 門	〃	手動	(〃) 〃	〃
(笹ヶ瀬川関係)				
万成ポンプ場吐出樋門	北区谷万成二丁目	電動	下水道施設管理課 (西部)	225-0646
笹ヶ瀬ポンプ場吐出樋門	北区野殿西町	〃	〃	〃
平田ポンプ場吐出樋門	南区米倉	〃	〃	〃
当新田ポンプ場吐出樋門	南区当新田	〃	〃	〃
田中ポンプ場吐出樋門▲	北 区 田 中	〃	〃	〃
北長瀬ポンプ場吐出樋門▲	北区北長瀬	〃	〃	〃
田 益 調 整 池 樋 門 ▲	北 区 田 益	〃	(土木農林分室 (維持)) 地元操作員	286-9070
富 後 樋 門 ▲	〃	〃	〃	〃

※国 (河川事務所) の施設, ▲県の施設

名 称	所 在	構 造	担当課・操作員	電 話
亀 樋 樋 門 ▲	北 区 田 益	電動	(土木農林分室(維持)) 地元操作員	286-9070
二 丁 樋 樋 門 ▲	北 区 一 宮	〃	〃	〃
吐 樋 樋 門 ▲	北 区 尾 上	〃	〃	〃
平 田 新 樋 樋 門	北 区 平 田		(北区地域整備課)	803-1686
大 福 樋 門 ▲	南 区 大 福	〃	(南区地域整備課) 〃	902-3527
六 番 樋 門 ▲	南 区 当 新 田	〃	〃	〃
五 番 樋 門 ▲	〃	〃	〃	〃
四 番 樋 門 ▲	〃	〃	〃	〃
錦 古 川 樋 門 ▲	南 区 藤 田	〃	〃	〃
錦 鉄 筋 樋 門 ▲	〃	〃	〃	〃
底 樋 樋 門 ▲	北 区 一 宮	〃	(土木農林分室(農林)) 地元操作員	286-9070
八 枚 樋 樋 門 ▲	〃	〃	〃	〃
唐 樋 樋 門 ▲	北 区 今 保	〃	(北区農林水産振興課) 地元操作員	803-1662
今 保 樋 門 ▲	〃	〃	〃	〃
新 分 木 樋 門 ▲	北 区 日 吉 町	〃	〃	〃
桜 本 樋 門 ▲	〃	〃	〃	〃
大 寺 前 樋 門 ▲	北 区 野 殿	〃	〃	〃
村 前 樋 門 ▲	北 区 矢 坂 本 町	〃	〃	〃
北 長 瀬 新 樋 樋 門 ▲	北 区 北 長 瀬	〃	〃	〃
大 樋 樋 門 ▲	南 区 米 倉	〃	(南区農林水産振興課) 〃	902-3521
金 谷 樋 門 ▲	南 区 古 新 田	〃	〃	〃
当 新 田 樋 門	南 区 古 新 田	〃	〃	〃
(児島湾・児島湖・海岸関係)				
岡南ポンプ場吐出樋管	南区築港元町	—	下水道施設管理課(西部)	225-0646
児島三五区海岸第2号樋門▲ (浦安ポンプ場吐出樋門)	南区築港栄町	電動	下水道施設管理課(西部)	225-0646
岡東浄化センター 雨水ポンプ場吐出樋門	東区升田	〃	下水道施設管理課(東部)	948-4540
久々井水門▲	東区久々井	〃	(東区地域整備課) 地元操作員	944-5048
犬島港東1号陸閘	東区犬島	スラット ゲート	(〃) 〃	〃
犬島港東2号陸閘	東区犬島	スラット ゲート	(〃) 〃	〃
犬島港西1号陸閘	東区犬島	木製 樋板	(〃) 〃	〃
犬島港西2号陸閘	東区犬島	スラット ゲート	(〃) 〃	〃

※国(河川事務所)の施設, ▲県の施設

名 称	所 在	構 造	担当課・操作員	電 話
犬島港西3号陸閘	東区犬島	木製樋板	(")	"
犬島港西4号陸閘	東区犬島	木製樋板	(")	"
小串和田西樋門	南区小串	電動	(南区地域整備課) "	902-3527
小串和田東樋門	南区小串	電動	(南区地域整備課) "	902-3527
(砂川関係)				
砂川合同堰	東区金田	電動	(東区農林水産振興課) 地元操作員	944-5043
神原堰	東区富崎	"	(")	"
芳岡樋門	東区松新町	"	(")	"
豊島樋門	"	"	(")	"
五ヶ村樋門	東区福治	手動	(")	"
山裏水門▲	東区富崎	電動	(")	"
笹岡大明神樋門▲	東区瀬戸町笹岡	"	(瀬戸支所産業建設課) 地元操作員	952-1114
砂川排水機場吐出樋門	東区瀬戸町下	手動	(")	"
笹岡排水機場吐出樋門	東区瀬戸町笹岡	"	(")	"
堀内水門▲	東区福治	電動	(東区地域整備課) 地元操作員	944-5048
新大分木樋門▲	東区政津	"	(東区農林水産振興課) 地元操作員	944-5043
新芳岡樋門▲	"	"	(")	"
(千町川関係)				
千町大水門▲	東区東幸西	電動	(東区地域整備課) 地元操作員	944-5048
千町川大水門▲	東区水門町	"	(")	"
(幸田川関係)				
北水門▲	東区水門町	電動	(東区地域整備課) 地元操作員	944-5048
(幸崎川関係)				
南水門▲	東区南水門町	電動	(東区地域整備課) 地元操作員	944-5048
(足守川関係)				
梶ヶ野樋門▲	北区延友	電動	(北区農林水産振興課) 地元操作員	803-1662

※国（河川事務所）の施設，▲県の施設

名 称	所 在	構 造	担当課・操作員	電 話
(倉敷川関係)				
亀 浜 樋 門 ▲	南 区 西 畦	電動	(南区地域整備課)	902-3527
第 二 樋 門 ▲	南 区 藤 田	〃	(〃)	〃
新 設 樋 門 ▲	〃	〃	(〃)	〃
第 1 樋 門 ▲	南 区 藤 田	電動	(南区農林水産振興課) 地 元 操 作 員	902-3521
五 拾 番 樋 門 ▲	南 区 西 畦	〃	(〃)	〃
中 新 開 水 門 ▲	南 区 川 張	〃	(灘崎支所産業建設課) 地 元 操 作 員	363-5203
東 沖 新 開 水 門 ▲	〃	〃	(〃)	〃
明 治 新 開 水 門	〃	〃	(〃)	〃
奉 還 水 門 ▲	南 区 西 高 崎	〃	(〃)	〃
新 設 水 門 ▲	〃	〃	(〃)	〃
新 田 沖 水 門 ▲	南 区 植 松	〃	(〃)	〃
(丙川関係)				
丙 川 三 連 水 門 ▲	南 区 藤 田	電動	(南区地域整備課) 地 元 操 作 員	902-3527
(郷内川関係)				
郷 内 川 樋 門 ▲	南 区 植 松	電動	(灘崎支所産業建設課) 地 元 操 作 員	363-5203

※国（河川事務所）の施設、▲県の施設

2 ポンプ場

名 称	所 在	口 径	台 数	担 当 課 ・ 操 作 員	電 話
(旭川・百間川関係)					
大原排水機場※	中区四御神	1,000	2	(北区地域整備課) 地元操作員	803-1686
宿排水機場	北区宿	700	2	(北区農林水産振興課) 地元操作員	803-1662
玉柏排水機場	北区玉柏	400	2	(") "	"
熊谷排水ポンプ	北区御津矢原	500	3	(御津支所産業建設課) 地元操作員	724-1114
浜ポンプ場	中区浜一丁目	150	1	中区地域整備課	901-1633
江並ポンプ場	中区江並	150	1	"	"
倉安川排水機場※	東区中川町	800	2	(中区地域整備課) 地元操作員	"
米田排水機場	中区米田	400	1	(") "	"
今谷排水機場	中区今谷	500	1	(") "	"
沢田排水機場	中区沢田	500	1	(") "	"
原尾島排水機場	"	450	1	(") "	"
米田左岸排水機場	中区米田35-1	1,350	2	(中区農林水産振興課) "	901-1623
二膳樋排水機場	中区海吉	800 300	2 1	(") "	"
海吉排水機場	中区沖元	800	2	(") "	"
庄内川排水機場※	東区中川町	1,500	3	(東区地域整備課) 地元操作員	944-5048
中川排水機場	中区海吉	1,000	2	(") "	"
永江川排水ポンプ場※	東区乙子	700	2	(") "	"
旭西排水センター	北区七日市	1,000 1,200	2 2	下水道施設管理課(西部)	225-0646
天瀬ポンプ場	北区京橋南町	800 1,000 1,200	2 2 2	"	"
平井排水センター	中区平井五丁目	1,000 1,350 1,500	1 3 1	下水道施設管理課(東部)	948-4540
兼基ポンプ場	中区兼基	1,000	1	"	948-4540
(吉井川関係)					
川口排水機場※	東区西大寺川口	1,500	2	(東区地域整備課) 地元操作員	944-5048
乙子排水機場※	東区乙子	1,500 2,000	2 2	(") "	"
秋芳川排水機場	東区向洲	1,800	3	東区農林水産振興課	944-5043
瀬戸排水機場	東区瀬戸町 二日市	1,200	2	瀬戸支所産業建設課	952-1114

※国(河川事務所)の施設, ▲県の施設

名 称	所 在	口 径	台 数	担 当 課 ・ 操 作 員	電 話
瀬戸第2排水機場	東区瀬戸町 二日市	1,000	2	(瀬戸支所産業建設課) 地元操作員	952-1114
南方排水機場	東区 瀬戸町南方	800 1,100 400	2 1 1	() " "	"
弓削排水機場	東区 瀬戸町弓削	400 300	1 1	() "	"
大内排水機場	東区 瀬戸町大内	900 400	1 1	() "	"
金岡ポンプ場	東区金岡東町 一丁目	1,000 1,350	2 1	下水道施設管理課(東部)	948-4540
(笹ヶ瀬川関係)					
白石排水機場	北区白石	1,000	1	(北区農林水産振興課) 地元操作員	803-1662
今保排水機場	北区今保	500	1	() "	"
田中野田排水機場	北区田中	800	1	() "	"
平田排水機場	北区平田	500	2	() "	"
万成排水機場	北区 谷万成二丁目	700 800	2 2	() "	"
富原排水機場	北区富原	600	1	(土木農林分室(農林)) 地元操作員	286-9070
新津高排水機場	北区津高	800	2	() "	"
津高排水機場	"	1,000 800	2 2	() "	"
田益排水機場	北区田益	400	2	() "	"
首部排水機場	北区首部	800	1	() "	"
尾上排水機場	北区尾上	500	2	() "	"
一宮排水機場	北区一宮	500	4	() "	"
中川排水機場	"	900	2	() "	"
西川排水機場	"	1,000	2	() "	"
辛川市場排水機場	"	500	1	() "	"
立田排水機場	北区立田	1,200	2	() "	"
政所排水機場	北区加茂	250	1	() "	"
毘沙免排水機場	北区高松田中	500	1	() "	"
高松田中排水機場	"	1,000 700	1 2	() "	"

※国(河川事務所)の施設, ▲県の施設

名 称	所 在	口 径	台 数	担当課・操作員	電 話
高塚南排水機場	北区高塚	800	2	(土木農林分室(農林)) 地元操作員	286-9070
高塚排水機場	〃	1,200	1	(〃) 〃	〃
新庄排水機場	北区新庄下	1,350	1	(〃) 〃	〃
一軒屋排水機場	北区津寺	400	1	(〃) 〃	〃
黒住排水機場	〃	500 150	1 1	(〃) 〃	〃
半役排水機場	北区庭瀬	1000	2	(北区農林水産振興課) 地元操作員	803-1662
延友排水機場	北区平野	800	2	(〃) 〃	〃
前排水機場	北区延友	700	2	(〃) 〃	〃
吉備排水機場	北区中撫川	1,000	2	(〃) 〃	〃
米倉排水機場	南区米倉	500	1	(南区農林水産振興課) 地元操作員	902-3521
米倉新排水機場	〃	800	1	(〃) 〃	〃
当新田6番機場	南区当新田	500	2	(〃) 〃	〃
当新田4番2号機場	〃	800	1	(〃) 〃	〃
当新田4番1号機場	〃	500	2	(〃) 〃	〃
浦安大型排水機場	南区築港緑町 二丁目	2,000	2	(〃) 〃	〃
藤田12号揚排水機場	南区藤田	1,000	1	(〃) 〃	〃
藤田用排水機場	南区藤田	900 700 (300)	2 1 1	(〃) 〃	〃
福田排水機場	南区大福	900	2	(〃) 〃	〃
山田排水機場	南区山田	700	1	(〃) 〃	〃
巖井ポンプ場	北区富町二丁目	1,300	3	下水道施設管理課(西部)	225-0646
万成ポンプ場	北区谷万成	1,500	2	〃	〃
笹ヶ瀬ポンプ場	北区野殿西町	1,350 1,500 1,800	1 1 2	〃	〃
平田ポンプ場	南区米倉	1,500	2	〃	〃
当新田ポンプ場	南区当新田	1,500	3	〃	〃
田中ポンプ場	北区田中	900	3	〃	〃

※国(河川事務所)の施設, ▲県の施設

名 称	所 在	口 径	台 数	担 当 課 ・ 操 作 員	電 話
北長瀬ポンプ場	北区北長瀬	900	2	〃	〃
田益排水機場▲	北区田益	600	2	(土木農林分室(維持)) 地元操作員	286-9070
(児島湾・児島湖関係)					
旭東排水機場	中区桑野	1,800 1,200	2 1	(中区農林水産振興課) 地元操作員	901-1623
正義古新田排水機場	東区正義	300	1	(東区農林水産振興課) 地元操作員	944-5043
正義排水機場	東区正義	300	1	(〃)	〃
幸西排水機場	東区西幸西	1,200 600	1 1	(〃)	〃
上南排水機場	東区升田	1,500	2	(〃)	〃
久々井排水機場	東区久々井	300	1	(〃)	〃
小串排水機場	南区小串	700 400	1 1	(南区農林水産振興課) 〃	902-3521
米崎排水機場	〃	700	1	(〃)	〃
藤田5号揚排水機場	南区藤田錦	910	1	(〃)	〃
岡南排水機場	南区 海岸通2丁目	300	1	南区農林水産振興課	〃
小串港排水機場	南区小串	400	2	(南区地域整備課) 〃	902-3527
藤田錦排水機場	南区藤田	400	2	(〃)	〃
岡東浄化センター雨水ポンプ場	東区升田	1,500 1,800	1 3	下水道施設管理課(東部)	948-4540
岡南ポンプ場	南区築港元町	1,500	3	下水道施設管理課(西部)	225-0646
浦安ポンプ場	南区築港栄町	800 1,500	1 2	〃	〃
(砂川関係・瀬戸・西大寺地区)					
沼川排水機場	東区沼	1,200 600	1 1	(東区農林水産振興課) 地元操作員	944-5043
中野排水機場	東区西大寺中野	800	1	(〃)	〃
芥南排水機場	東区光津	1,650	2	(〃)	〃
芳岡川排水機場	東区政津	900	2	(〃)	〃
八軒屋排水機場	東区君津	700	1	(〃)	〃
瀬戸雨水ポンプ場	東区瀬戸町下	900 1,350	2 1	(瀬戸下水道事務所) 地元操作員	952-1124
砂川排水機場	〃	800	1	(瀬戸支所産業建設課) 地元操作員	952-1114
笹岡排水機場	東区瀬戸町笹岡	1,100 1,000	1 1	(〃)	〃
(幸崎川関係)					

幸崎川排水機場 ▲	東区南水門町	2,000 1,500	2 2	(東区地域整備課) 地元操作員	944-5048
-----------	--------	----------------	--------	--------------------	----------

※国(河川事務所)の施設, ▲県の施設

名 称	所 在	口 径	台 数	担当課・操作員	電 話
(倉敷川関係)					
妹尾ポンプ場	南区東畦	500	2	(下水道保全課) 地元操作員	803-1491
五十番機場	南区西畦	500 900	1 1	(南区農林水産振興課) 地元操作員	902-3521
東畦1番排水機場	南区東畦	500	1	(") "	"
東畦2番排水機場	"	700	1	(") "	"
東畦3番排水機場	"	500	1	(") "	"
灘崎排水機場	南区川張	900	2	(灘崎支所産業建設課) 地元操作員	363-5203
植松排水機場No.1	南区植松	22.0kw 11.0kw	1 1	(") "	"
植松排水機場No.2	南区植松	7.5kw	2	(") "	"
彦崎排水No.2	南区彦崎	18.5kw	1	(") "	"
彦崎排水No.1	"	18.5kw	1	(") "	"
チェリーポンプ	"	15.0kw	1	(") "	"
旧彦崎消防機庫横排水ポンプ	"	7.5kw	1	(") "	"
みどりヶ丘排水ポンプ	南区西高崎	7.5kw 5.5kw	1 1	(") "	"

※国(河川事務所)の施設, ▲県の施設

地下道ポンプ等道路施設一覧表

名 称	路線名	所 在	担 当 課	電 話
野 田 地 下 道	(一)巖井野田線	北区野田四丁目他	北区地域整備課	803-1686
久 米 地 下 道	(主)妹尾御津線	北 区 久 米	〃	〃
南 方 地 下 道	(主)岡山吉井線	北区南方三丁目他	〃	〃
門 前 地 下 道	(国)429号	北 区 門 前	土木農林分室(維持)	286-9070
大 元 地 下 道	(主)岡山児島線	北区大元一丁目他	北区地域整備課	803-1686
番 町 地 下 道	(一)原尾島番町線	北区番町一丁目他	〃	〃
京 橋 南 地 下 道	(一)福島橋本線	北 区 京 橋 南 町	〃	〃
島 田 地 下 道	(市)いずみ町青江線	北区西島田町他	〃	〃
万 町 地 下 道	(市)奉還町61号線	北区奉還町一丁目	〃	〃
桑 八 地 下 道	(市)駅元町12号線	北 区 駅 元 町 他	〃	〃
東 西 連 絡 通 路	—	北 区 駅 元 町	〃	〃
上 中 野 ポ ン プ 場	—	北区大元一丁目	〃	〃
新 胡 麻 田 地 下 道	(市)大安寺南町 北長瀬表町線	北区北長瀬本町他	〃	〃
胡 麻 田 地 下 道	(市)大安寺南町 北長瀬表町線	北区北長瀬表町 一丁目他	〃	〃
2 4 ヶ 坪 地 下 道	(市)西島田町6号線	北区西島田町他	〃	〃
宿 地 下 道	(市)宿本町宿線	北 区 宿	〃	〃
土 井 西 地 下 道	—	北区野田四丁目他	北区農林水産振興課	803-1662
田 益 地 下 道	(市)田益57号線	北 区 田 益	土木農林分室(維持)	286-9070
富 原 ①	(市)富原128号線	北 区 富 原	〃	〃
富 原 ②	—	〃	〃	〃
富 原 ③	(市)富原127号線	〃	〃	〃
津 高 ①	(市)津高4号線	北 区 津 高	〃	〃
首 部 地 下 道	(市)首部2号線	北 区 首 部	〃	〃
比 丘 尼 橋 地 下 道	(市)尾上久米線	北 区 尾 上	〃	〃

名 称	路 線 名	所 在	担 当 課	電 話
市道高松田中西阿曾線 JR 吉備線地下道	(市)高松田中西阿曾線	北 区 高 松 田 中	土木農林分室(維持)	2 8 6 - 9 0 7 0
金 川 地 下 道	(主)高梁御津線	北 区 御 津 金 川	御 津 支 所 課 産 業 建 設	7 2 4 - 1 1 1 4
宇 垣 原 地 下 道	(市)御津宇垣 10 号線	北 区 御 津 宇 垣	御 津 支 所 課 産 業 建 設	7 2 4 - 1 1 1 4
原 尾 島 地 下 道	(国) 2 5 0 号	中 区 原 尾 島 他	中区地域整備課	9 0 1 - 1 6 3 3
清 水 地 下 道	(一)原藤原線	中 区 清 水 他	〃	〃
江 並 ポ ン プ 場	—	中 区 江 並	〃	〃
射 越 地 下 道	(主)西大寺備前線	東 区 西 大 寺 射 越	東区地域整備課	9 4 4 - 5 0 4 8
竹 原 地 下 道	(主)西大寺山陽線	東 区 竹 原	〃	〃
五 反 田 地 下 道	(市)西大寺上 26 号線	東 区 西 大 寺 上 二 丁 目	〃	〃
君 津 地 下 道	(一)寒河本庄岡山線	東 区 金 岡 西 町	〃	〃
政 田 地 下 道	(市)政津 60 号線	東 区 政 津	〃	〃
中野庄屋田地下道	—	東 区 西 大 寺 中 野	〃	〃
中野上五地下道	(市)西大寺中野 36 号線	東 区 西 大 寺 中 野	〃	〃
浅 川 東 地 下 道	(市)浅川 37 号線	東 区 浅 川	〃	〃
浅 川 西 地 下 道	(市)浅川 38 号線	東 区 浅 川	〃	〃
浜 地 下 道	(主)岡山児島線	南 区 箕 島	南区地域整備課	9 0 2 - 3 5 2 7
福 浜 地 下 道	—	南 区 浜 野 四 丁 目 他	〃	〃
当 新 田 ポ ン プ 場	(市)当新田 2 号線	南 区 当 新 田	〃	〃
大福第 1 ポンプ場	—	南 区 大 福	〃	〃
大福第 2 ポンプ場	(市)大福藤田線	南 区 大 福	〃	〃
古新田第 1 ポンプ場	(市)古新田東畦線	南 区 古 新 田	〃	〃
古新田第 3 ポンプ場	(市)妹尾 89 号線	南 区 妹 尾	〃	〃
市道東畦 163 号線 地 下 道	(市)東畦 163 号線	南 区 東 畦	〃	〃
市道妹尾 57 号線 地 下 道	(市)妹尾 57 号線	南 区 妹 尾	〃	〃

名 称	路 線 名	所 在	担 当 課	電 話
市道箕島 _下 263号線道	(市)箕島263号線	南 区 箕 島	南区地域整備課	902-3527
彦崎地下道	(市)灘崎幹線	南 区 彦 崎	灘崎支所 産業建設課	363-5203

洪水時公園施設要撤去箇所一覧表

名 称	所 在	担 当 課	電 話
(旭川関係)			
百 間 川 緑 地	中 区 中 島	中 区 地 域 整 備 課	9 0 1 - 1 6 3 3
御 幸 町 地 先 緑 地	中 区 御 幸 町	〃	〃
桜 橋 一 丁 目 緑 地	中 区 桜 橋 一 丁 目	〃	〃
旭 川 平 井 第 3 緑 地	中 区 平 井 六 丁 目	〃	〃
旭 川 平 井 第 2 緑 地	中 区 平 井 七 丁 目	〃	〃
旭 川 平 井 緑 地	中 区 平 井	〃	〃
旭 川 福 島 緑 地	南 区 福 島 一 丁 目 他	南 区 地 域 整 備 課	9 0 2 - 3 5 2 7
(百間川関係)			
百 間 川 緑 地	中 区 兼 基 他	岡 山 市 公 園 協 会	2 6 5 - 0 8 7 1
(吉井川関係)			
吉 井 川 上 道 緑 地	東 区 寺 山	東 区 地 域 整 備 課	9 4 4 - 5 0 4 8
吉 井 川 第 一 緑 地	東 区 西 大 寺 川 口 他	〃	〃
西 大 寺 浜 緑 地	東 区 西 大 寺 浜	〃	〃
(弓削地区)吉井川緑地	東 区 瀬 戸 町 弓 削	瀬 戸 支 所 産 業 建 設 課	9 5 2 - 1 1 1 4
大 内 ふ れ あ い 公 園	東 区 瀬 戸 町 大 内	〃	〃

市管理水防倉庫等備蓄資器材一覧表 (北区・中区分)

令和3年5月現在 No.1

倉庫等 資器材名	北 区												中 区								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	今水防倉庫	下原倉庫	清輝(清輝分団機橋)	御津草生	建部支所	建部支所	一宮地域センター	津高地域センター	高松地域センター	吉備地域センター	足守地域センター	土木農林分室	竹田倉庫	中島倉庫	楳倉庫	新原尾島倉庫	海吉倉庫	中原川保管箱	沖田(沖元)	三幡倉庫	今在家水防倉庫
担当課署所	河川港 湾課	番町分 署	北本署	御津支 所	建部支 所	建部支 所	地域セ ンター	地域セ ンター	地域セ ンター	地域セ ンター	地域セ ンター	土木農 林分室	中本署	中本署	中本署	中本署	倉田出 張所	中本署	倉田出 張所	倉田出 張所	河川港 湾課
関係分団等		牧石分 団	清輝分 団										宇野分 団	宇野分 団	宇野分 団	宇野分 団	富山分 団	山浦町 内会・高 島分団	沖田分 団	三幡分 団	
P (土のう袋)	10,000	600	300	2,000	50	2,000	1700	1,500	4000	1,700	1,500		500	400	200	400	400	200	200	200	10,000
ゲル土のう ウォータ ゲート	200																				200
樋 板 チャンネル 樋柱キー付 丸 (1.8m)	50	12ヶ付		10			50	20	50	50	20		20	10		30	20	16	1		50
ブルーシ ート	40			10	1	2	10	10	10	10	10										40
トラロー プ (縄)	20	2	2	3			2	2	2	2	2		2	2	2	2	2		2	2	20
ナイロン ロー プ	10				1	3															10
鉄 線	2	1	1			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1		1	1	2
カスガイ																					
鉄杭ピン	70																				70
むしろ針	10																				
か け や 鎌	10	2	2	2	2	5	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2		2	2	10
ス コ ッ プ	30	2	2		1		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2		2	2	30
スコップ	80	5	20	48	3	20	5	5	5	5	5		5	10	10	5	5	6	10	10	80
唐 ぐ わ	10																				10
両 つ る	5	3	5	1	1	4	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1		1	1	5
の こ	10	1	1		1	5	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1		1	1	10
ペン チ	10	1	1	1			1	1	1	1	1		1	1	1	1	1		1	1	10
片手ハン マ	10	1	1	1			1	1	1	1	1		1	1	1	1	1		1	1	10
斧・手斧/ 鉋	10	1	1			5	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1		1	1	10
た こ づ ち	12			1									1	1	1	1	1				12
と び 口	10																				
クリ ッ パー	10	1	1		1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1		1	1	10
し の	10	1	1		1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1		1	1	10
手 押 車	7			1			2	2	3	1	2										7
組 立 パ リ ケ ー ド	30			10	1	5	10	10	10	10	10										30
木 づ ち						1															
浸水止水 シ ー ト	3	1																			3

市管理水防倉庫備蓄資器材一覧表 (東区・南区分)

令和3年5月現在 No.2

倉庫等 資器材名	東 区									南 区											
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
	新水防倉庫	中野水防倉庫	福治水防倉庫	可水防倉庫	升田水防倉庫	上道水防倉庫	東区役所	瀬戸町水防倉庫	瀬戸町防災備蓄センター	福島倉庫	浦安倉庫	小串倉庫	甲浦倉庫	藤田地域センター	南区役所	妹尾地域センター	福田地域センター	興除地域センター	灘崎支所		
担当課署所	東本署	東本署	東本署	可知出張所	可知出張所	上道出張所	東区役所	瀬戸支所	瀬戸支所	南本署	南本署	南本署	南本署	地域センター	南区役所	地域センター	地域センター	地域センター	灘崎支所		
関係分団等	豊分団	芳野分団	雄神分団	可知分団	津田分団	平島分団		東第四方面隊	東第四方面隊	福島分団	浦安分団	小串分団	甲浦分団								
P・P (土のう袋)	2,000	1,000	2000	2200	1,500	3000	9600	400	2,400	100	500	400	600	2000	10,000	1800	1,000	3,500	3,000		
ゲル土のう																					
種 板 チャンネル 種 柱 丸 (1.8m)			55																		
ブルーシート	300	250	200	100	100	500		150		35		35		20		50	20	20	15		
トラロープ (縄)	10	10	10	12	10	10	8		8		5	4	2	2	10	30	10	10	10	10	
ナイロン ロープ	2	2	2	2	2	2	2								10	2	2	2	2	2	
鉄 線	1	1	1	1	1	1	1			2	1	1	1	1		1	1	1	1	1	
カスガイ	250	30																			
鉄 杭ピン									32												
むしろ針																					
か け や	2	2	2	2	2	2	10	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1		
鎌	2	2	2	2	2	2	10			4	2	1	2	2	10	2	2	2	3		
スコップ	20	20	20	20	20	15	10	38	35	5	5	5	15	5	20	5	5	5	10		
唐 ぐ わ																					
両 つ る	1	1	1	1	1	1	10	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	
の こ	1	1	1	1	1	1	10		1	2	1	1	1	1	10	1	1	1	1	1	
ベ ン チ	1	1	1	1	1	1	10		5	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	
片手ハン マ	1	1	1	1	1	1	10	8	2 (4)	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	
斧 (なた)	1	1	2	1	1	1	10		0	1	1	1	1	1	10	1	1	1	1	1	
た こ づ ち										1		1									
と び 口															3					2	
クリッパー	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
し の	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
手 押 車 組 立 バリ ケ ー ド						1	2							1	1	1	1	1	1	1	
木 づ ち 浸水止水シ ー ト						10	10							10	20	10	10	10	20		
							3								3						

市管理水防倉庫備蓄資器材一覧表 (消防署分)

令和3年5月現在 No. 3

施設名 資器材名	北 消 防 署	番 町 分 署	津 高 出 張 所	御 津 出 張 所	建 部 出 張 所	今 出 張 所	西 消 防 署	高 松 出 張 所	中 消 防 署	倉 田 出 張 所	竜 操 出 張 所	東 消 防 署	上 道 出 張 所	可 知 出 張 所	瀬 戸 出 張 所	南 消 防 署	妹 尾 出 張 所	灘 崎 出 張 所	市 管 理 水 防 分 合 計
P・P (土のう袋)	1,100	3,000	1,000	1,500	1,200	6,000	1,200	380	3,400	1,400	2,200	2,000	2,000	2,000	1,500	2,800	1,350	1,300	120,080
ゲル土のう	150	100					60		380			50							1,140
樋板																			73
チャンネル 樋柱																			1
丸太 (1.8m)																			2,065
ブルーシー ト							7		2										303
トラロープ (縄)																			118
ナイロン ロープ																			24
鉄線																			37
カスガイ																			280
鉄杭ピン																			172
むしろ針																			10
かけや																			116
鎌																			143
スコップ	10					10	10		10			80							702
唐ぐわ																			28
両つる																			70
のこ																			76
ペンチ																			67
片手ハン マ							2												72
斧																			74
たこづち																			32
とび口																			15
クリッパー																			52
しの																			52
手押車																			34
組立バリ ケード																			216
木づち																			1
浸水止水シ ート																			13

【参考】

県管理水防倉庫備蓄資器材一覧表

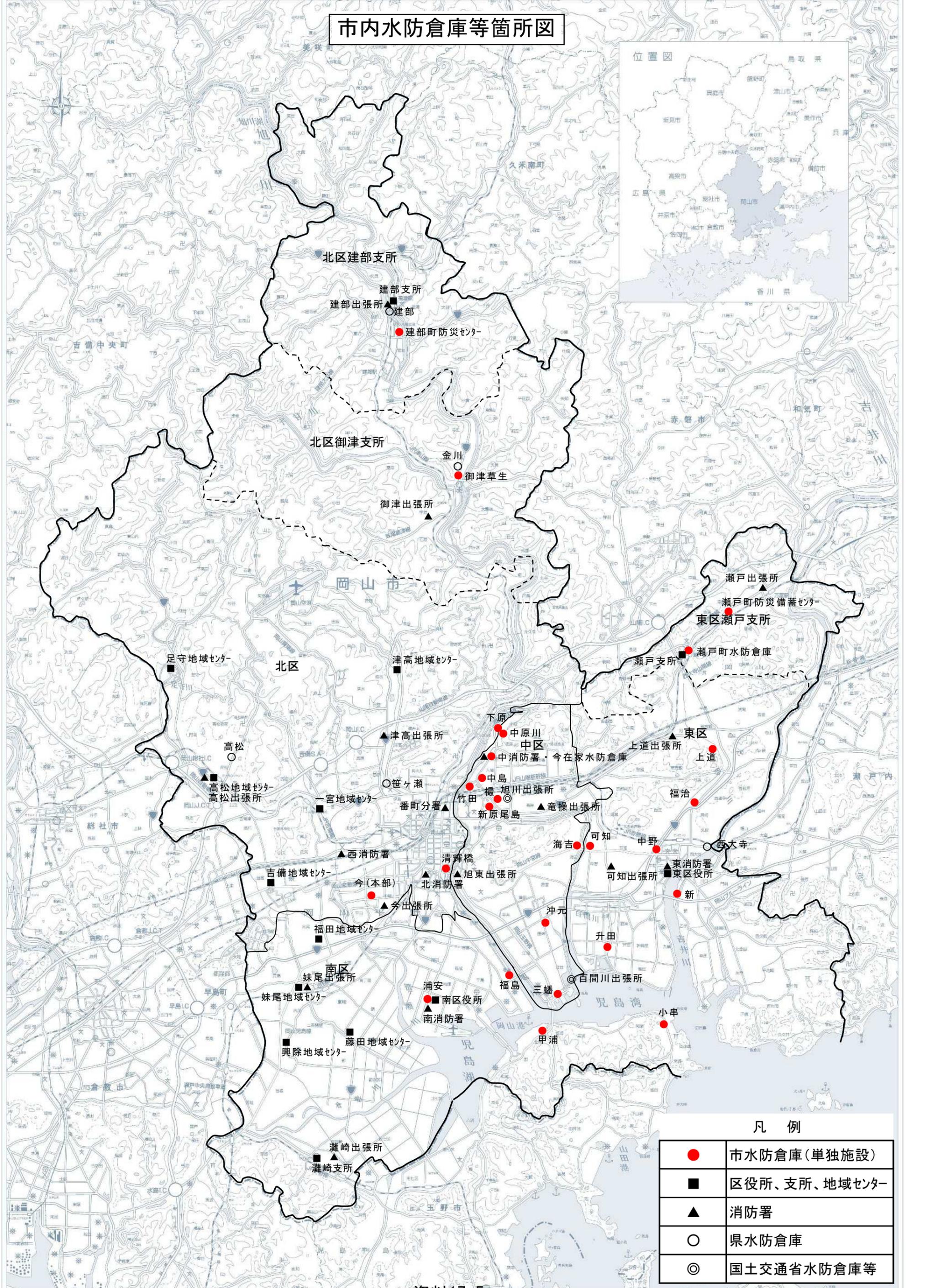
県民局名	備前						合計
	水防倉庫名	笹ヶ瀬	高松	建部	金川	西大寺	
位置	北区 津島京町 3-306-9 建設部笹ヶ瀬分室内	北区 高松 1007-9 老人ホーム前	北区 建部町福渡 834-2 岡山市障害者生活支援センター内	北区 御津草生 2199-1 金川大橋西詰上流	東区 河本町 325-9 雄川橋西詰上流		
鍵保管	河川防災室	高松地域センター	建部支所	御津支所	東区役所		
麻袋		200		3,000	1,600		4,800
土のう	21,200	44,700	5,000	1,500	17,200		89,600
大型土のう製作機	1						1
杭(本)	220	250	100	80	420		1,070
丸太(本)		26	30	150			206
むしろ(枚)	100	200			100		400
縄(巻)	24	30			52		106
ロープ(m)	1,700	1,000	240	300	800		4,040
鉄線(kg)	90	50	20	20	210		390
カスガイ	743		200	500			1,443
かけや	4	9	4	8	9		34
鎌	5	9	16	5	5		40
ナタ	11	4	4	4			23
スコップ	59	35	8	19	120		241
ジョレン	18	10	3	3	9		43
唐ぐわ	7	9	2	3	8		29
ツルハシ	6	5	5	4	2		22
のこ	9	13	9	9	3		43
ペンチ	3	10	3	3	3		22
ハンマー	4	2	7	3	2		18
斧	10	2	9	3	2		26
タコ	1						1
シート	9	71	30	42	9		161
とび口		2	4				6
こも					120		120
一輪車	7						7

※H19年度より倉庫の鍵を岡山市で預かっている。

※利用時は備前県民局建設部管理課(TEL233-9877)の了解、使用後の返却が条件である。

※利用は、原則として最終手段として行う。

市内水防倉庫等箇所図



凡例

●	市水防倉庫(単独施設)
■	区役所、支所、地域センター
▲	消防署
○	県水防倉庫
◎	国土交通省水防倉庫等

【この地図は、国土庁院長の承認を得て、同院発行の20万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平18 中第38号)】

調製 西尾総合印刷株式会社横井支店 岡山県横井市上90 TEL.0862544631

市水防活動用備蓄土等一覧表

令和6年3月現在

区・支所	備蓄場所名称	住 所	数 量	備 考
1 建部支所	建部町防災センター横	北区建部町建部上899番地	4 m3	
2 御津支所	御津支所所管市有地 (市立御津公民館東)	北区御津宇垣1629番地付近	10 m3	
3 御津支所	御津支所所管市有地 (市立五城小学校南)	北区御津新庄3070番地1付近	10 m3	
4 御津支所	御津支所所管市有地(宇甘川左岸)	北区御津中泉44番地1付近	10 m3	
5 北区役所	今水防倉庫敷地内	北区今七丁目16番102号	2 m3	
6 北区役所	撫川公園	北区中撫川128番地	4 m3	
7 北区役所	吉備排水機場	北区中撫川地内	1.5 m3	
8 中区役所	消防教育訓練センター	中区桑野116番地3	11 m3	
9 中区役所	中区役所公用車駐車場	中区浜三丁目9番18号	4 m3	
10 中区役所	岡南大橋東詰	中区江並68番地地先	6 m3	
11 中区役所	岡南大橋東詰	県道岡山玉野線橋梁下	200 袋	完成土のう
12 東区役所	東区維持管理センター	東区西大寺上二丁目6番61号	7 m3	
13 東区役所	永江川左岸(廃川敷地付近)	東区乙子360番地2付近	11 m3	
14 瀬戸支所	瀬戸町水防倉庫	東区瀬戸町瀬戸73番地9	2 m3	
15 瀬戸支所	瀬戸町防災備蓄センター	東区瀬戸町森末333番地1	4 m3	
			500 袋	完成土のう
16 灘崎支所	灘崎支所	南区片岡207番地	8 m3	
			200 袋	完成土のう
17 南区役所	新倉敷川橋下	南区藤田1051番地付近	50 m3	

消 防 団

本 部

団名	団本部所在地	電話	団員
岡山市消防団	消防局内	234-9973	10名

分 団 (99分団 定数 4,650人)

(令和4年3月現在)

北方面隊			西方面隊			中方面隊			東方面隊			南方面隊		
隊	分団名	団員	隊	分団名	団員	隊	分団名	団員	隊	分団名	団員	隊	分団名	団員
北第一方面隊	内山下	25人	西第一方面隊	白石	30人	中第一方面隊	旭東	25人	東第一方面隊	西大寺	40人	南第一方面隊	芳田	40人
	深柢	25人		吉備第1	45人		富山	39人		金岡	23人		福浜	43人
	出石	22人		吉備第2	45人		平井	40人		芳野	51人		福島	38人
	清輝	30人		吉備第3	50人		操陽	39人		可知	48人		浦安	35人
	鹿田	35人	西第二方面隊	石井	30人	三蟠	40人	雄神		58人	小串		57人	
	岡南	35人		三門	30人	沖田	40人	光政		25人	甲浦		60人	
	今	36人		大野	40人	三勲	35人	津田		24人	妹尾第1	45人		
北第二方面隊	弘西	28人	西第三方面隊	伊島	30人	中第二方面隊	宇野	40人	東第二方面隊	九蟠	22人	南第二方面隊	妹尾第2	40人
	南方	30人		平津	50人		幡多	38人		金田	22人		妹尾第3	50人
	御野	37人		一宮	45人		高島	45人		豊	78人		福田第1	50人
	牧石	80人		馬屋下	50人		財田	55人		太伯	45人	福田第2	50人	
	東牧石	30人	西第四方面隊	足守	60人	東第三方面隊		幸島		62人	南第三方面隊	興除第1	55人	
	横井	90人		大井	45人			大宮		30人		興除第2	65人	
	野谷	77人		日近	43人			朝日		52人		大曲都	50人	
馬屋上	70人	福谷	43人	犬島	12人			錦六区	30人					
北第三方面隊	御津第1	120人	岩田	43人	東第四方面隊				古都	63人	南第四方面隊	都六区	30人	
	御津第2	90人	加茂	30人					御休	55人		錦	35人	
	御津第3	80人	生石	30人					平島	60人		灘崎第1	55人	
	御津第4	75人	高松	32人		角山	60人		灘崎第2	65人				
北第四方面隊	建部第1	87人	吉備津	28人			浮田	60人	東第四方面隊	瀬戸第1	60人			
	建部第2	60人					瀬戸第2	100人						
	建部第3	40人					瀬戸第3	60人						
	建部第4	35人					瀬戸第4	50人						
	建部第5	65人												

水防警戒出動区分表

岡山市消防局

区 分	出 動 区 域
第1北・中央部河川	1 方面（旭川右岸）
	2 方面（旭川左岸・中原川右岸）
	3 方面（百間川右岸・倉安川左岸）
	4 方面（百間川左岸）
第2東部河川	1 方面（吉井川右岸・新堀川両岸）
	2 方面（吉井川左岸・干田川両岸）
	3 方面（砂川両岸）
	4 方面（秋芳川両岸）
第3西部河川	1 方面（笹ヶ瀬川両岸・吉宗川両岸）
	2 方面（中川両岸）
	3 方面（砂川両岸）
	4 方面（足守川両岸）
第4南部河川	1 方面（倉敷川両岸）
	2 方面（宮川両岸）
第5海岸部	1 方面（甲浦・小串地区）
	2 方面（福島・三幡・九幡地区）
	3 方面（幸島・朝日地区）
	4 方面（犬島地区）

水 防 実 施 状 況 報 告 書

(管理団体で水防箇所毎に作成するもの)

(作成責任者)

㊦

管理団体名									指 定 非指定 の 別					
水防実施時 台 風 名 又は豪雨名									報 告	令和 年 月 日				
水防実施 箇 所	左岸 川 右岸 地先 m								所 費	人 件	手 当	管理団体名	県支出分	合 計
日 時	自 月 日 時		至 月 日 時							そ の 他	円	円	円	
出動人員数	水防団体	消防団体	そ の 他		計				物 資	資材費	円	円	円	
	人	人	人	人					器 材	費	円	円	円	
水防作業の 概況及工法	工 法 箇 所 m								要 件 費	燃 料	費	円	円	円
	水防の 効果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路		人口	雑 費	円	円	円
水防の 効果	被害	m	ha	ha	戸	m	m	人	合 計	円	円	円		
他の団体よりの 応 援 状 況									使 用 資 材	土 の う	俵	俵	俵	
										シ ー ト	枚	枚	枚	
居住者出動状況										縄	kg	kg	kg	
警察の援助状況										丸 太	本	本	本	
現場指揮官公使 氏 名										そ の 他				
水防関係者 の 死 傷										立退の状況及び それに示した 理 由				
										水防功労者氏名 年令, 所属及び その功績概要				
										堤防その他の施 設等の異常の有 無及び緊急工事 を要するものが 生じた時はその 場所及び損傷状 況				
										水防活動に関す る 自 己 批 判				
										備 考				

昭和二十四年法律第九十三号

水防法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 水防組織（第三条―第八条）
- 第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）
- 第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
- 第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）
- 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）
- 第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

- 2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。
- 3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。
- 4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。
- 5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。
- 6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくはこう閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をい

う。第七条第三項において同じ。)及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡さ

れる財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六條の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六條の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七條 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定し

て当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協

力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による

被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
 - 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。
- （高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）

は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に

建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。) 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定め

られた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところに

より、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害

の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係

都道府県知事に通知しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、でき

る限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

7

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土

交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡

し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一条の規定の適用がある場合を除

き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法

律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則 （昭和二七年七月三十一日法律第二五八号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二九年六月八日法律第一六三号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の

部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三〇年七月一日法律第六一号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三一年六月一日法律第一四一号） 抄

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三二年五月一六日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三五年六月三〇日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 （昭和三七年六月二三日法律第九四号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三七年七月一六日法律第六六号）

10

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和三九年一二月二五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 （昭和三〇年六月二一日法律第六九号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成七年四月二一日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行(附則第一条第一号の規定による施行をいう。)前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基

づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

11

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一三年六月一三日法律第四六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法(以下「旧法」という。)第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。)で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの(専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。)に

については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二二年十一月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二四号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二五年六月一二日法律第三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法(附則第六条において「新水防法」という。)第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)」を「/第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)/第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二―第六十七条の七)/」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第十五条、第二十二條(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。))及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並びに第十八条の規定

平成二十六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(政令への委任)

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年一一月一九日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二〇日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の水防法(以下この条において「新水防法」という。)第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十

二号。以下この項において「改正法」という。)の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月一九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める

日から施行する。

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える

改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年五月三十一日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用につ

いては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○岡山市防災会議条例

昭和38年10月8日

市条例第41号

改正 昭和44年2月18日市条例第24号

昭和63年3月24日市条例第7号

平成12年3月22日市条例第2号

平成23年9月21日市条例第70号

平成24年3月26日市条例第33号

平成24年9月28日市条例第59号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、岡山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岡山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

- (2) 岡山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 岡山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 市教育委員会教育長
- (6) 市消防長及び消防団長
- (7) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) 市長が特に必要と認めて任命する者

6 委員の定数は、55人以内とする。

- 1 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、第2条に掲げる事務に関し専門的事項等を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(専門調査会)

第5条 防災会議に、第2条に掲げる事務に関し専門的事項等を調査審議させるため、必要に応じ専門調査会を置くことができる。

- 2 専門調査会は、防災会議の委員及び前条の専門委員のうちから会長が指名した者をもつて組織する。

- 3 専門調査会に会長を置き、防災会議の会長の指名する委員がこれに当たる。

- 4 専門調査会は、当該専門的事項等の調査審議が終了したときは、速やかにその結果を防災会議の会長に報告しなければならない。

- 5 第3条第3項及び第4項の規定は、専門調査会について準用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市長が、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は防災会議の会長が防災会議に諮つて、それぞれ定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年市条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年市条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年市条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年市条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年市条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

岡山市防災会議委員名簿

役職		所属名	職名
会長		岡山市	市長
行政指定 機関地方 関方	委員	国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所	所長
	委員	国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所	所長
	委員	海上保安庁第六管区海上保安本部玉野海上保安部	部長
	委員	気象庁 岡山地方气象台	台長
県	委員	岡山県備前県民局	地域政策部地域づくり推進課長
県警察	委員	岡山県警察本部	警備課長
市	委員	岡山市	副市長
	委員	岡山市	副市長
	委員	岡山市	総務局長
	委員	岡山市	保健福祉局長
	委員	岡山市	下水道河川局長
	委員	岡山市	中区長
教育長	委員	岡山市	教育長
消防長・ 消防団長	委員	岡山市	消防局長
	委員	岡山市消防団	団長
指定 地方公共 機関・ 機関	委員	西日本電信電話(株)岡山支店	支店長
	委員	中国電力ネットワーク(株)岡山ネットワークセンター	所長
	委員	日本赤十字社岡山県支部	事務局長
	委員	日本放送協会岡山放送局	局長
	委員	RSK山陽放送(株)	報道部長
	委員	岡山放送(株)	報道部長
	委員	テレビせとうち(株)	取締役 報道制作局長
	委員	岡山ガス(株)	供給部長
	委員	(一社)岡山県トラック協会岡山支部	支部長
委員	岡山県貨物運送(株)	総務部長	
織自 験者・主 識防 経災 組	委員	岡山大学	教授
	委員	公立大学法人 岡山県立大学	教授
	委員	ノートルダム清心女子大学	准教授
	委員	岡山市女性防火クラブ	会長
市議会・ 市民団体等	委員	岡山市議会	議長
	委員	岡山市連合町内会	会長
	委員	岡山市安全安心ネットワーク連絡協議会防災専門部会	会長
	委員	岡山市連合婦人会	会長
	委員	岡山市内医師会連合会	副理事長
	委員	(一社)岡山市医師会	理事
	委員	岡山市内歯科医師会連合会	常任理事
	委員	岡山市薬剤師会	副会長
	委員	(公社)岡山県看護協会	会長
	委員	(一社)岡山県病院協会岡山支部	会長
	委員	岡山ネットワーク(株)	放送部課長
	委員	岡山県老人福祉施設協議会岡山市ブロック	副会長
	委員	岡山市交通安全母の会連絡協議会	会長
	委員	岡山市民生委員児童委員協議会	常任理事
	委員	岡山市赤十字奉仕団	福祉部長
	委員	(一社)岡山市老人クラブ連合会	女性部会長
	委員	(社福)岡山市社会福祉協議会	会長
	委員	岡山市ボランティアグループ連絡協議会	運営委員
	委員	認定特定非営利活動法人AMD A	理事
	委員	(公財)岡山市ふれあい公社	在宅福祉課長
	委員	御津女性学級	会長
委員	特定非営利活動法人まちづくり推進機構岡山	代表理事	
委員	岡山市栄養改善協議会	副会長	

○岡山市防災会議条例施行規則

昭和39年9月3日

市規則第45号

改正 昭和42年7月1日市規則第40号

昭和48年5月28日市規則第46号

平成6年3月31日市規則第92号

平成19年5月29日市規則第270号

平成23年1月19日市規則第3号

平成24年3月30日市規則第52号

平成24年5月30日市規則第103号

平成27年2月16日市規則第16号

(目的)

第1条 この規則は、岡山市防災会議条例（昭和38年市条例第41号）の施行に関し、
の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 岡山市防災会議（以下「防災会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員は、必要があるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

3 防災会議の招集は、あらかじめ開催日時、場所及び付議事項を示して、書面により委員に通知するものとする。ただし、急施を要するときは、この限りでない。

(定足数)

第3条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委員の代理者)

第4条 委員は、やむを得ない理由により防災会議に出席できないときは、その属する機関の職員の中から代理者を選任し、その者を防災会議に出席させることができる。

(会議の議決)

第5条 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専決処分)

第6条 会長において防災会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない理由により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項に定める場合のほか、会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、軽易な事項について専決することができる。

3 会長は、前2項の規定により専決したときは、次の防災会議に報告し、承認を得なければならない。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、危機管理室において行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年市規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年市規則第46号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月2日から適用する。

附 則 (平成6年市規則第92号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年市規則第270号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年市規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年市規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年市規則第103号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年市規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。